

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号						
許認可等の種類	温泉成分分析を行う者の登録	根拠条項	第19条第1項						
審査基準	<p>1 次の各号（温泉法第19条第3項各号）に適合していること。</p> <p>① 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能（温泉法第19条第2項第3号）が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準（温泉法施行規則第14条）に適合するものであること。</p> <p>② 申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。</p> <p>2 申請者が次の各号（温泉法第19条第4項各号）に該当しないこと。</p> <p>① 温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>② 次の事由により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者（第25条第2号）</p> <p>○ 温泉成分分析を行う者の登録及び申請（温泉法第19条第1項及び第2項）、変更の届出（第20条）、廃止の届出（第21条第1項）、登録分析機関の標識（第24条）、登録の手續、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項（第26条）並びに温泉成分分析の求めに応ずる義務（第27条）の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定への違反。</p> <p>○ 上記第1項への不適合</p> <p>○ 不正手段による温泉成分分析を行う者の登録</p> <p>③ 法人であって、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの</p>								
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	